

令和2年11月20日

組合員 各位

静岡県インテリア事業協同組合
事務局

防災ラベル発給及び送付について協力をお願い

日頃より、組合活動に関しましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

防火壁装・防災ラベルの発給をさせて頂いておりますが、特に内装関連商品の卸売会社様及び、県内外に複数営業所を開設されている組合員会社様に於ける発給について、過去からの凡例等を改めるとともに、全組合員様統一の取扱いをさせて頂きたく、下記について再徹底及び、ご協力をお願い申し上げます。

- ① 防火壁装・防災ラベルの発給は、必ず申請書をFAX又は郵送にて送付して下さい。
申請書の不備があった場合は修正頂いた後に発給とさせていただきます。(事後申請不可)
- ② 当日13:00までにFAX又は郵送等で受付したラベル申請書分に関しましては、基本、当日発給を行い郵送及びトラック便等で発送します。
尚、発給枚数により当事務局のラベル在庫不足又は、カーテン、敷物ラベルの発給枚数が多い場合は、申請された組合員様と個別に協議対応させていただきます。
- ③ 県内外に複数支店・営業所等を開設されている会社様に於かれましては、基本、組合へ登録されている会社（本社）住所地へ送付する事とします。
(組合員様会社の本社へ送付し支店・営業所へは、各会社にて送付対応して頂く)
* 防災業務・防火壁装管理者を配置している県内の支店・営業所は送付可とする。
- ④ 当日の13:00以降にFAX等で受付したラベル申請書の発給分に関しましては、翌日の郵便及びトラック便等で発送します。
- ⑤ 組合窓口での引取り対応等は、10:00～15:00までとします。
・ 当日13:00以降にFAX等で受付したラベル申請書の発給分の窓口引取り対応は翌日13:00以降に窓口引き取りとします。(ラベル作成時間が必要な為)
- ⑥ カーテン・敷物ラベル発給後、毎月必ず使用状況を使用報告書に記載して提出する事。

※ 再徹底日 令和2年12月1日

・ 時間的な余裕を持って各ラベル申請をお願い申し上げます。

以上